

【 検 査 】**4 4 W T 1 m R N A の算定について****《令和 6 年 2 月 2 9 日》****○ 取扱い**

次の傷病名に対する D 006－9 W T 1 m R N A の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性白血病
- (2) 悪性リンパ腫
- (3) 多発性骨髄腫

○ 取扱いを作成した根拠等

W T 1 m R N A は、急性骨髄性白血病で高頻度に発現し、微小残存病変のモニタリング等に有用な検査である。また、その 25～45% が急性骨髄性白血病に移行するとされている骨髄異形成症候群においても、進行度のモニタリング等に用いられており、厚生労働省通知※において「リアルタイム R T－P C R 法により、急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に月 1 回を限度として算定できる。」と示されている。

以上のことから、当該検査は急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病又は骨髄異形成症候群で認められ、慢性白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫では、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について